

資料4

令和2年度第1回福島県国民健康保険運営協議会

令和3年度国保事業費納付金等の算定方法について

令和2年11月24日
福島県国民健康保険課

第1 令和3年度国保事業費納付金等の仮算定方法

1 仮算定に係る各項目の推計方法について

① 被保険者数：コーホート要因法（3年平均）を採用（394, 538人）。

ただし、保険給付費総額を算出する場合のみ、国が設定した74歳の被保険者数の推計結果×12/11により算出（399, 668人）。

② 1人あたり診療費：R元実績×H29～R元の伸び率により算出。

2 昨年度からの主な変更点

① 保険者努力支援交付金（事業費連動分）（4億円）及び県特別会計の剰余金（3億円）を充当した。

② 激変緩和措置の財源については、計画的・段階的に減額（約1.5億円）している。

③ 標準保険料率の算定については、応能割（所得割率）と応益割（均等割額及び平等割額）の割合を段階的に変更している。（R3年度は応能：応益＝50.1：49.9 ※R2年度は51.7：48.3）

第2 令和3年度国保事業費納付金等の仮算定結果

・被保険者数は減少するが、70歳以上の被保険者数の増加が大きいため、診療費総額が増加している。

・市町村納付金を抑制するため、保険者努力支援交付金（事業費連動分）（4億円）及び県特別会計の剰余金（3億円）の合計7億円を充当したこと等により、全体の市町村納付金の額を令和2年度の本算定と比較して6億円の増に留めている。

1 県全体の額

単位：億円

	県全体費用 A	市町村納付金 B ※1	保険料収納 必要総額 C※2	凡例
医療分 (保険給付費分)	1,316	331	270	令和3年度仮算定
	1,271	329	261	令和2年度本算定
	45	2	9	前年度差
後期分 (後期高齢者支援金分)	230	109	96	
	232	111	97	
	▲ 2	▲ 2	▲ 1	
介護分 (介護納付金分)	101	46	40	
	88	40	34	
	13	6	6	
合計	1,647	486	406	
	1,591	480	392	
	56	6	14	

※1 市町村納付金B＝県全体費用 A－公費(前期高齢者交付金や特別会計の剰余金のほか、市町村の取組みに応じた県の再配分等)

※2 保険料収納必要総額 C＝市町村納付金 B－公費(特別調整交付金等の市町村の取組みに応じた交付金等)
＋保健事業等の保険料を財源とする経費

2 1人あたりの額

No.	項目	令和3年度 仮算定	令和2年度 本算定	差
1	1人あたり保険給付費 (県全体費用A／被保険者数)	333,501円	320,709円	12,792円
2	1人あたり納付金額 (市町村納付金B／被保険者数)	123,142円	121,055円	2,087円
3	1人あたり保険料額 (保険料収納必要額C／被保険者数)	103,018円	98,949円	4,069円
4	1人あたり保険料が増加した 市町村(対前年度)	48市町村	25市町村	23市町村
5	最大増加率	26.60%	50.19%	▲ 29.1%

・令和2年度本算定と比較して被保険者数は減少するが、県全体費用A、市町村納付金B及び保険料収納必要額Cの合計がそれぞれで増加しているため、各項目の1人あたりの額についても増加している。

・特別調整交付金(東日本大震災に係る医療費負担の増に係る分)を受けている市町村においては、当該交付金が令和3年度は減額されている。

※令和3年度仮算定の被保険者は、394,538人で推計し、令和2年度本算定の被保険者数は396,311人で推計した(▲1,773人)。

第3 本算定に係る算定方法について

令和3年度国保事業費納付金等の算定方法については、仮算定の結果を踏まえ、次の算定方法をもとに、今後国から示される確定係数等を反映させることにより、算定するものとする。

- ① 1人あたり診療費の推計については、コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度の実績値は使用せずに、平成29年度から令和元年度までの伸び率により推計する。
- ② 保険者努力支援交付金（事業費連動分）（4億円）及び県特別会計の剰余金（3億円）を充当する。
- ③ 激変緩和措置の財源については、計画的・段階的に減額（約1.5億円）。
- ④ 標準保険料率の算定については、応能割（所得割率）と応益割（均等割額及び平等割額）の割合を段階的にシフトさせる。（R3年度は応能：応益＝50.1：49.9）
- ⑤ 特別調整交付金（東日本大震災に係る医療費負担の増に係る分）の減額分を見込む。
- ⑥ その他については、令和2年度の本算定をもとに算定する。